



第25回

大雪山国立公園フォーラム

－ 登山道の管理と責任について －

令和 3 年 3 月 8 日（月） 14:00～
上士幌町生涯学習センターわか

主催：大雪山国立公園連絡協議会
（事務局：環境省大雪山国立公園管理事務所）



1. 大雪山国立公園について



大雪山国立公園

大雪山国立公園
管理事務所

東川
管理官事務所

東川町

上川町

表大雪地域

東大雪地域

美瑛町

上富良野町

上士幌町

富良野市

新得町

南富良野町

鹿追町

士幌町

上士幌
管理官事務所

1市9町で構成

指定 昭和9年12月4日

面積 2,268 km² (参考: 東京都 2,194 km²)

国内最大の山岳国立公園

アイヌ語で

“カムイミンタラ” = “神々の遊ぶ庭”

と呼ばれる広大で原生的な山岳景観



2. 今回の企画の背景 > 登山道の荒廃



▼大雪山国立公園ビジョン（令和2年6月策定）



大雪山国立公園の価値と歩み	現状と課題
○優れた価値 日本でここだけにしかない広大で原生的な山岳景観  多様な景観要素・高い生物多様性 〔高山植物、高山蝶、ヒグマ等大型哺乳類等〕  温泉利用、登山などの利用価値 ⇒多様な観点から高い評価 （天然記念物、森林生態系保護地域、日本遺産など） ○これまでの歩み 調査研究や保全のさきがけ ・石狩川上流圏域保護国立公園経営の件 連白書（雪山碧水など） ・大雪山調査会による学術研究と活用 大規模開発と 自然保護の調整  価値を損なわない範囲での 持続可能な利用がテーマへ  ・大雪山グレード ・大雪山国立公園 携帯トイレ普及宣言	○気候変動 紅葉色づきの低下、 ササの増加、 降水量の増加  ○人口減少と高齢化、 ライフスタイルの変化、 価値観の多様化 ○外国人利用者の増加  ○山岳地域の荒廃 ①保全上の課題 植生の変化、地形地質の侵食  ②利用上の課題 施設の荒廃と老朽化、 し尿の問題、情報提供、 利用者間、利用者・管理者の軋轢 登山道の荒廃  ○利用拠点の低迷 ①体験型利用の取組 旅行形態の変化への対応不十分 資源の発掘、評価、 ストーリー化が必要  ②情報提供 体験型利用にアクセスするための情報発信 多言語による情報提供

地域の誇りとなり、世界の人々を魅了する山岳国立公園にするために！

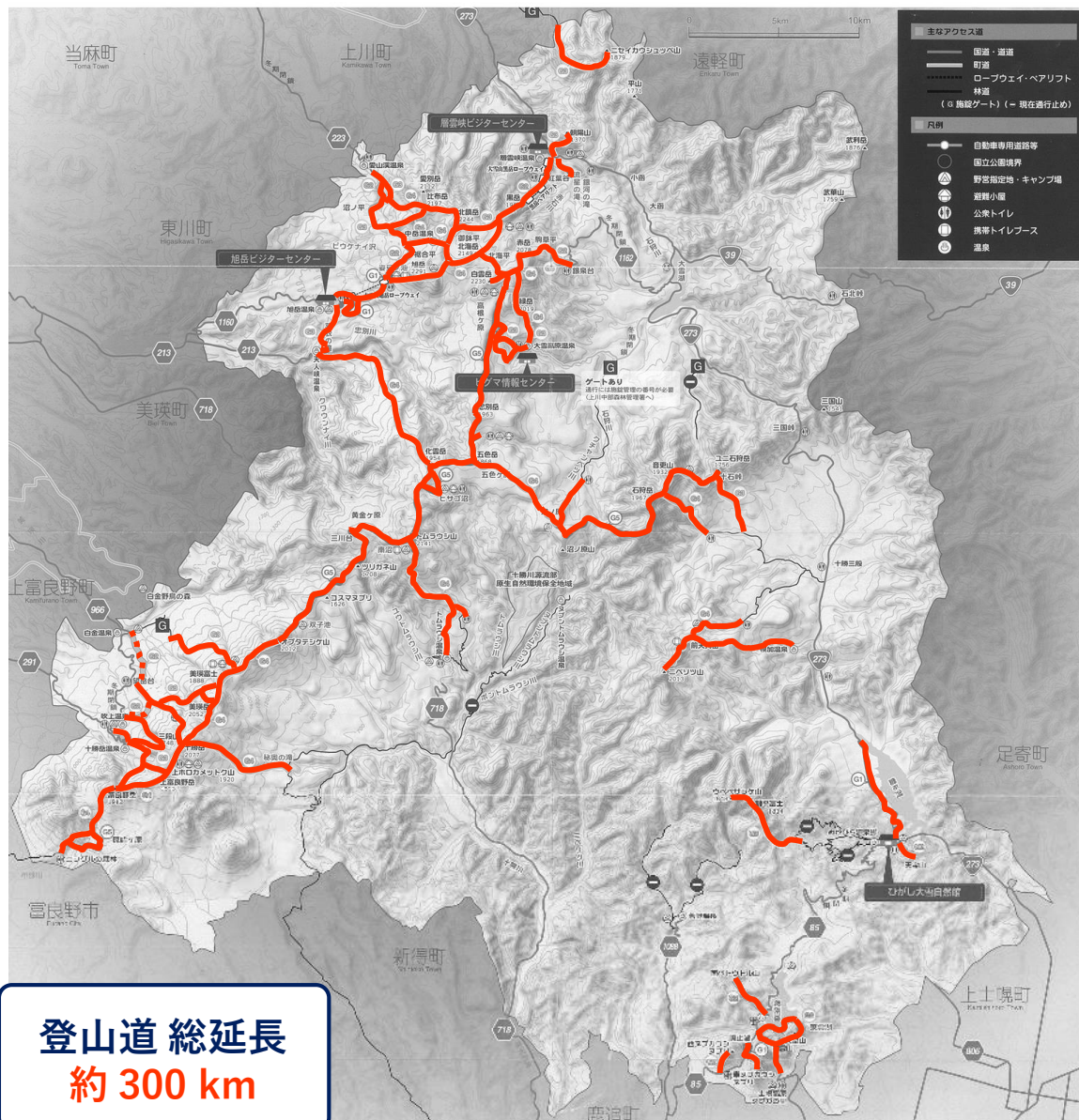
大雪山国立公園の目指す姿 **登山道の荒廃が大きな課題となっている**

①大雪山の自然環境が守られ、 より豊かになった国立公園 ○山岳地域…大雪山グレードに応じた保全 〔植生、地形や土壌の回復、植生変化への対応、外来生物対策〕 ○山麓地域…多様な景観要素の保全 〔峡谷と柱状節理、湖、滝、温泉など〕	②魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園 ○山岳地域…大雪山グレードに応じた管理と利用 〔登山道荒廃の解消、案内板や誘導標識整備、し尿問題解決、 新たな利用形態により生ずる問題の解決〕 ○山麓地域…利用体験の質の向上 〔利用拠点の目的化、ストーリー磨き上げ、利用拠点のエコ化〕
③つながっていく国立公園 ○来訪者に向けた情報発信 ○大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信	④みんなが協働して管理運営する国立公園 ○協働型管理運営体制の維持 ○管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携 ○みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園

大雪山国立公園90周年（2024年度）に向けて取組加速
10年後、2030年にビジョン達成状況の評価

※ビジョンは、大雪山国立公園
管理運営計画に位置づけて実行

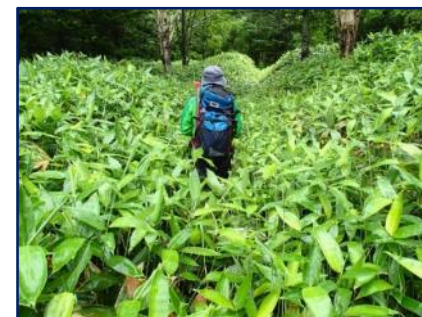
2. 今回の企画の背景 > 登山道の荒廃



野外し尿のための高山植生踏み分け



浸食により生じた大きな段差



ササ繁茂による道迷いリスク増大

凡 例	事業執行者	延長	割合
	環境省	24.3 km	5.7%
	林野庁	22.2 km	5.2%
	北海道	132.4 km	31.2%
	自治体	8.9 km	2.1%
	未執行	236.8 km	55.8%



登山道の荒廃への対応が進まない。

※ 自然公園法では、環境大臣の認可や同意を得て
登山道（歩道事業）を管理している状態を
「事業執行している」といい、
管理者が不在の状態を「事業未執行」という。

事業執行が進まない要因

懸念① 登山道の管理責任

＝ 事故が起こった際の
損害賠償責任に対する懸念

懸念② 管理にかかる費用の問題

懸念③ 法令手続きの面倒くささ

2. 今回の企画の背景 > 登山道の荒廃



理想

現在、管理者不在となっている登山道について、新たに管理者を設定し、荒廃を解消していきたい。

* 管理者が適切な手続きを行い、関係者が協力して費用・労力を負担することで、登山道の補修が進み、荒廃の解消が一挙に進むと考えています。

管理者

(おもに行政)

登山道の管理責任を重大に考えてしまう
(あるいは漠然とした不安がある) ため、管理者になることに懸念をもっている。

登山道上のあらゆる遭難や事故が管理者の責任になってしまうのではないかと...

この懸念を払拭したい。

3. 企画概要： 「登山道の管理と責任について」



- * 登山に関する法的責任について詳しい**溝手弁護士**に、登山道の管理責任について講演をしていただく。
- * 講演内容を踏まえた質疑応答・議論を通し、
行政担当者・登山道関係者に、登山道の管理責任について学んでもらう。

講師紹介

溝手氏HPより

<<http://www.5a.biglobe.ne.jp/~mizote/propheel.htm>>

みぞて やすふみ

溝手 康史 弁護士 — みぞて法律事務所（広島県安芸高田市）

- ・ 1955年、広島県生まれ。東京大学法学部卒。
1988年、弁護士登録（40期）。1996年、法律事務所開設。
- ・ 国立登山研修所専門調査委員、文科省冬山事故安全検討委員などを歴任。
- ・ 青年法律家協会、自由法曹団、日本山岳文化学会、広島山岳会などに所属。
ヒマラヤ山脈アクタシ峰（7016m）初登頂など、豊富な登山歴をもつ。
- ・ 著書：「登山の法律学」（東京新聞出版局）
「山岳事故の法的責任」（ブイツーソリューション）など

